

ハイエクにおける自由と社会的正義

越 智 保 則

(1995年9月11日受理)

目 次

はじめに

1. 自由の概念
2. 人間理性の構造的限界
3. 社会哲学の二つの伝統
4. 進歩の源泉としての自由
5. 法の支配と制限された政府
6. 自由・不平等・進歩
7. 社会的あるいは分配的正義

むすび

はじめに

前稿において、私はハイエクの「信仰と敵意の二分法」に着目しながら、「ハイエクによる福祉国家批判と市場秩序の防衛」¹⁾について検討した。そこで主に吟味されたのは、70年代における福祉資本主義の危機および新保守主義のそれへの政策的対応との関連におけるハイエクの政策理論の経験的側面であった。すなわち、ハイエクの70年代における政策論の戦略問題が「適切に機能する市場メカニズムの再建」にあり、通貨政策と社会政策のポリシー・ミックスによってその実現を追究したこと、その個別の政策予測の多くは実現しなかったが、新保守主義政府の社会経済政策へのハイエクの第一義的関心はむしろ非和解的な「信仰と敵意の二分法」にもとづく再分配国家（政策）からの市場秩序の防衛にあった、というのがそれである。

このように、いざれかといえば、前稿では関心がハイエクの現代政策論の経験的側面に集中したため、ハイエクの市場秩序や福祉国家論の思想的基盤、とりわけ彼の自由論や正義論には深く立ち入ることができなかった。本稿が「ハイエクにお

ける自由と社会的正義」を主題とするのは、前稿での検討のこうした空白部分を埋め、ハイエク政策論の思想的基盤を明確にしたいためである。

そこで、以下、ハイエクにおいて現代の再分配国家が「致命的に脅かす」に至るとされる「自由」とは何か。また、市場資本主義が生み出す不平等をハイエクが積極的に擁護するのは何故か。さらに、不平等の矯正原則とされる「社会的あるいは分配的正義」をハイエクが攻撃するに至るのはどのようにしてか、といった諸論点を中心に以下さらに検討をすすめていきたい。

1. 自由の概念

ハイエクは、「眞の個人主義」を信奉する自由主義者として、ほとんど全ての場面で自由を主題とし、それを「最上の価値」（シャンド）あるいは「最優先の政治的価値」（トムリンソン）として擁護している。それは、彼が自由をあらゆる進歩の普遍的な源泉と確信するからである。それではハイエクが「最上の価値」として擁護する自由とは如何なる特質をもつか？まずは、自由についてのハイエクの定義の特質から見ていこう。

ハイエクは、1960年の『自由の条件』のなかで、彼が主題とする自由（libertyあるいはfreedom）に二つの定義を与えている。すなわち、一方で、「自由とは、強制がないこと」あるいは「ある人が他人の恣意的意志による強制に服していない状態」のことであり、また他方で、自由とは、「個人的」自由あるいは「私的な」自由を意味する。それゆえ、ハイエクは、「自由の侵害は、人々による強制である」から、「自由のための政策は、強制あるいはその有害な影響を最少限にすることでなければならない」とも主張する。

次いで、ハイエクは、様々な諸自由のなかから彼がこうした個人的自由を選択し、それに「最上

の価値」を与えるに至る理由を、まずは、この自由 (liberty) を政治参加の意味での「政治的自由」や主観的な思弁の意味での「内面的自由」、さらには権力の行使を意味する「権力の自由」といった「個別的諸自由」(liberties)との比較を通じて明らかにしようと試みている。というのも、ハイエクによれば、「いろいろな諸自由から、一つの自由を選択する」ことは、「ちがった状態のなかで、どれを高く評価するかを決定することによってはじめて可能となるからである。

その際、ハイエクは、ヘーゲルに由来し、T・H・グリーンによって広められた「積極的」自由と「消極的な」自由の区別によって、自らの自由概念が「消極的なもの」であることを確認する。そして、それとともに、彼は「自由の定義は積極的で包括的な内容を与えなければならない」とする「新保守主義者」の積極的自由論に反論するために、また消極的な個人的自由の最重要性を論証するために、「最古の自由な共同社会」(すなわち「古代ギリシャ都市」)での「自由と奴隸の間の基本的対比」をおこなっている。

それによれば、古代ギリシャ都市の「奴隸の解放についての多くの布告」では、「自由の獲得によって通常与えられる権利」は四つのもの（市民権、人身保護、働く権利、移動の自由）であったが、これに奴隸も所持していた財産所有権を加えれば、それらは「18、19世紀の自由の本質的条件を満たすに十分」であり、「強制に対して個人を守るために必要な一切の要素」を含んでいた。

その際、ハイエクが注目しているのは、それらの諸条件が上で見た政治的自由などの「個別的な諸自由」については「何も語っていない」ということであり、これとは対照的に、むしろ「個別的な自由」が奴隸身分に認められてきたという歴史的事実である。奴隸は、財産権のほかに投票する権利や内面的権利のような「個別的諸自由」をもっていた。しかし、彼らはそのことによって自由であったわけではない。というのも、ハイエクによれば、奴隸が奴隸であるのは彼らが「主人の恣意的な意志に依存する限り」においてだからである。

こうして、ハイエクによれば、奴隸がもつたいろいろな「個別的諸自由」はむしろ「自由の欠如」の証拠に他ならず、眞の「自由は一つ」すなわち「他人による強制がないこと」を意味する消極的な個人的自由のみである。換言すれば、自由とは、「一般的規則によって禁止されていない限りすべてが許可されている状態」のことであり、しかも、

それは特定の個人に「どんな特定の機会」をも保証するものではない。その意味で、この自由は自由を特定目的の実現能力（保証）と考え、強制からの自由はその手段に過ぎないとする「積極的な自由」とは正反対のものである。

自由が欠けている場合にのみ、いろいろな特定の自由が現れてくる。これらの個別的自由は、集団や個人が得るかもしれない特権や免除であって、その場合にはその集団や個人以外のものは多かれ少なかれ不自由なのである²⁾。

ハイエクによるこうした消極的な「自由 (liberty)」と積極的な「個別的諸自由 (liberties)」の区別および前者への自由概念の限定とその擁護は、当然のことながら、集権主義の側からの反論を誘発することになる³⁾。しかし、ここでは、ハイエク自由論の個人主義的特徴を一層明確にするために、彼の「政治的自由」の捉え方を、その対極に位置するように見えるヘーゲルのそれと比較することにしよう。

ヘーゲルは、『小論理学』のなかで、近代の「経験の原理」が「自由、精神、神といったような対象」をその領域に含めないと批判している⁴⁾。そして、彼はこの点を『法哲学』のなかで一層詳細に展開している⁵⁾。そこで、ヘーゲルは、「人倫の理念」とか「人倫的精神」とかいわれているものを、共同社会を究極目的とする人間の行動上の基本的規範であり、しかも「自由の理念」として「神的なもの」としている。例えば、第二部第三章の129節は「善は…理念…実現された自由…世界の絶対的究極的目的」と述べ、第三部の冒頭の142節は「人倫とは…自己意識の本性となった自由の概念」としている。その第三章の冒頭は、その具体例としてギリシャ・ポリスの女神「アテーナー」を引き、それを「民族精神…おのれを知り、かつ意志する神的なもの」とする。イルティングも述べているように、ヘーゲルにおいては、政治共同体とそこでの自由は「何か神聖なもの」であり、「アリストテレス形而上学の神聖なる精神」と同様、それ自体人間の「絶対不動の目的」なのである⁶⁾。

ヘーゲルにとっての自由は、それゆえ、政治社会を「世界の絶対的究極的目的」とする人間の自由すなわち「政治的自由」であった。これに対し、ハイエクにとって、「政治への参加」としての自由は「一種の集合的自由」であり、しかも「自由な

国民は必ずしも、自由な人間からなる」とは限らないから、「個人として自由であるためには、人はこの集合的自由を分け合う必要」(Hayek, 1960, P.13, ①25 頁) もなかった。さらに別の箇所でハイエクは、「多数者の支配」としての「民主主義は手段であって目的ではない」とも語っている。(同上, P.104, 152 頁)

ヘーゲルは、「自由の概念」の範例を古代ギリシャの政治共同体の共和主義的徳にもとめ、しかも、それに「私的領域」をもつ近代人の「主体的(個人的-O) 原理」を包含させた。これに対し、ハイエクは古い部族社会の共同体的理想的を近代社会ではもはや幻想にすぎないものとして退け、自由の概念を本質的に個人主義的なものに限定する。ハイエクは、そうすることによってヘーゲルが言う「私的権利の領域」をもつ近代人の「主体的原理」にどこまでも固執するのである。ハイエクは、こうした個人主義的視角から、文明の進歩と近代の社会秩序の効率的働きの源泉としての私の自由を擁護し、さらに 19 世紀末以降とりわけ戦後における自由裁量的な国家権力の拡大のなかに「自由の体制の崩壊」の危機を見るに至る。

そこで、以下、ハイエクの自由論におけるこうした諸相を順次見ていくことにしよう。

2. 人間理性の構造的限界

多くのハイエク研究者が指摘しているように、ハイエクにとって自由は最も重要な人間的価値である。彼にとって、文明の進歩は自由の結果であり、市場秩序の効率性もまた自由に由来するものであった。さらに、ハイエクにとって自由は道徳的諸価値の源泉でもある。その際、大いに注目すべきは、ハイエクが「人間理性の限界」という見地に依拠して自由のこうした最重要性を強調していることである。

個人的自由を擁護する根拠は、われわれの目的と福祉の成就を支配する非常に多数の要素に関してわれわれがみな無知を免れがたいことを認める点にある。(Hayek, 1960, P.29, ①47 頁)

しかし、それだけではない。ハイエクにおける人間理性の限界に関するこの見地は、彼が西欧近代における社会思想を二つの系譜に分かつ分水嶺でもあり、また、近代の「自由の諸制度」を人間の「無知の適用」と説明する彼独自の社会制度論

や政策論に導くものでもあった⁷⁾。その意味で、ハイエクの理性論は彼の社会哲学体系におけるもう一つの礎石をなすものといえる。

経済の領域における制度についての無知の意義への洞察、およびこの障害を打破するために学んだ方法への洞察は、事実、本書で多面的に体系的適用を試みた諸観念の出発点である。…われわれの行為を支配する行動ルールの大部分とその規則性から生まれた制度の大部分とは、社会秩序に入り込む全ての特定事実に関する説明をだれも意識的になしえないということへの適用であるというのがわれわれの主要な論点の一つである⁸⁾。

それでは、人間個々人の社会事象への無知はいったい何に由来するのであろうか? ハイエクは、人間の無知を社会の構造のあり方に制約されたものであることを示すため、それを「ひとりの人間と知識と関心の構造的な限界性」と呼んでいる。それは、人間の無知を決定づけるのが社会の構造要因であり、とりわけ「社会の規模」だと彼が理解しているからである。ハイエクは、そのことをモンテスキューが『法の精神』のなかで使った未開と文明の比較論を想起させるやり方で⁹⁾「原始社会の小集団」と「大きな社会または開かれた社会」の比較を通じて明らかにしている。

それによれば、原始社会でその成員が同じ目標のために力を合わせることができるのは、その社会が小規模のため各個人がその社会での出来事を等しく知っているからである。これに対し、文明社会は大規模であるため「各人は社会の営みの…大部分について無知である。」しかし、他方で人が文明社会で「広範囲の目的を追求できる」のは「他人の知識から彼が受け取れる便益がより大である」ためであった。

成員間の協調がある時点において彼らが同一の特定事情を大なり小なり知っているのに大きく依存できるのは原始社会の小集団においてだけである。…各個人が日常生活で会う具体的な出来事は誰にとってもほぼ同じであり、彼らが知っている出来事と彼らがめざす目標がほぼ同じであるからこそ、彼らは力を合わせるのである。

百万人の人間が作用しあい、周知の文明を発達させてきた大きな社会または開かれた社会では状況は一変する。経済学は、…各人

は社会の営みの基礎となっている事実の大部分について無知であることを、分業ほど強調してこなかった。しかし、あらゆる進歩した文明のはっきりとした特徴をなしているものは、ある一人がもうよりもはるかに多くの知識の活用であり、従って一人一人にとつてはその大部分の決定因子の分からぬ一貫した構造の範囲内で各人が活動しているという事実である。(Hayek, 1973, P.13-14, 22-3頁)

さて、そうだとすれば、これまで見てきた社会構造に制約された「人間理性の限界」という見地をハイエクが自らの自由擁護論と社会形成原理にどのように適用するであろうか?ハイエクは、そのことを西欧近代の相対立する二つの哲学的伝統についての解説の中で展開しているので、先ずはそのことの検討から始めることとしたい。

3. 社会哲学の二つの伝統

さきに見たように、ハイエクの自由概念は、特定の目的の達成能力としての「積極的自由」から区別される「強制からの自由」としての「消極的自由」であった。そして、ハイエクがこの「消極的自由」に政治的最優先性を与えるとき、彼は18世紀以来の西欧における特定の自由の伝統の上に立っていたのである。

彼は、近代西欧における自由の伝統を、一方でヒューム、スミスからバークに至るイギリス的伝統と、他方でのデカルト、ルソーからコンドルセに至るフランス的伝統の対立として整理し、その特徴をタルモンの簡潔な要約によって示している。「一方は、自発性と強制のないことに自由の本質を見いだし、他方はある絶対的な集合的目的の追求と達成においてのみ自由が実現されると信じている。」¹⁰⁾

ハイエクの自由の概念が、ヒューム、スミスからバークに至る「イギリス型」の伝統に立つものであることは明らかであろう。ハイエクは、さらにこうした自由の伝統の差異が「社会の作用の仕方」についての考え方の違いを基礎とするものであることにも言及している。フランス型の自由の伝統が「全ての社会制度は、熟慮の上の設計の所産」と考え、人間の理性による「ユートピアの建設」をめざすものであったが、イギリス型の自由の伝統は「自主的に成長したが、不完全にしか理解されなかつた伝統と制度の解釈を基礎」とし、

経験的進化論的に成長した制度や風俗習慣への「純粋な尊敬」こそが、この「自由な社会」の基礎であると見なした。(Hayek, 1960, P.61, ①92頁)

その際、さらに興味深いのは、ハイエクが人間の無知を強調する認識論に依拠して、フランス的自由の伝統の失敗とイギリス的自由の伝統の成功について語っていることである。

「全ての有益な制度は熟慮の上の工夫」と考えて、「理性の無限の力にうねばれる」フランス的合理主義の伝統は「しばしば実験されたが、かつて成功したためしがなかった。」それは、ハイエクにとって人間の知性の限界と「設計されたものでもない規則としきたりのもつ重要性」(同上, P.63, 94頁)を認めない社会哲学の欠陥の証明であった。これに対し、イギリスの哲学者たちは「深淵で、本質的に正当な理論の根拠」をつくった。そして、彼らが強調した点は、「政治秩序とよぶものが、通常想像するよりも知性の命令に負うところがはるかに少ない」というものであった。(同上, P.57, 85頁)スミス、ヒューム、ファーガソンその他のものは、文明の成長と制度の発展を人間の無知と関連づけて理解しただけではなく、こうした考えをさらに進め、それらの発展を人類の幅広い「経験の累積的過程」の所産とみた。また、市場におけるスミス的な「みえざるの手」を有益にしたのは個人の自由(生命、自由および財産)を保障した「制度と伝統という策略」であったが、それを人類の自覚にまで高めたのも「スコットランドの理論家達」のこの「経験主義的な進化論的伝統」であった。こうして、ハイエクは「自由な社会の成功は、つねに、ほとんど伝統に制約された社会にある」と結論づけるのである¹¹⁾。(同上, P.61, 92頁)

4. 進歩の源泉としての自由

ところで、ハイエクにおいて人間の無知の自覚が、個人的自由に最優先的価値を与えることになる理由はどこにあるだろうか?ハイエクはソクラテスによりながら、おのれの「無知の自覚」が「文明のはじまり」だと述べている。それは、要するに、「最も賢いもの」も含めて「全ての個人がもつ知識は極めて乏しい」ということ、このことの自覚があればこそ、人間は「優れた一人の知性」よりも、「多数の個人の独立した、また競争的努力に信頼」して、「その無知の境界をのりこえる」ことができるということである。そして、「文明の進歩あるいはその保持さえ、偶然のできごとのおこる

機会をできるだけ多くすることに依存する」(Hayek, 1960, P.28-9, ①48頁) のだとすれば、そこに必要とされるのは、ただ個人的自由の保証だけであろう。このことは文明の進歩に妥当するだけでなく、無知な諸個人がする「社会の共同目的」への「可能な限りでの貢献」にも当てはまる。というのも、無知なる諸個人が「彼の知識と技術を存分に利用する自由」さえ保証されれば、彼らは「個人の人間的理性が設計あるいは予見しうる以上のことをしてしまは成し遂げる」からである¹²⁾。

われわれが自由を望むのは、われわれの目的の多くを実現する機会をそれに期待することを学んできたからである。全ての個人がもつ知識は極めて乏しく、また、特にわれわれのうち誰が最善の知識を持っているかを知ることがまれであればこそ、われわれは多数の個人の独立した、また競争的な努力に信頼して、われわれが望むものに気づいたとき、それを出現させるようにするのである。…われわれは、文明の進歩あるいはその保持でさえ、偶然のできごとのおこる機会ができるだけ多くすることに依存しているということを認識しなければならない。(Hayek, 1960, P. 29, 48頁)

ハイエクは、こうした文明の進歩や社会制度の成長を「人間の知識と関心の構造的限界」から解釈する彼独自の見地をさらにスミスの「利己心とみえざるの手」に示されたような「経済学者たちの主たる問題」にも適用し、個人的自由が近代の市場資本主義の中で果たしてきたその積極的な役割を明らかにしようと試みている。すなわち、スミスの「自愛心」あるいは「利己的関心」は「人間の利己主義を是認し、鼓舞した」ものとの悪評にさらされたにもかかわらず、それは「議論の余地のない一つの知的事実」すなわち「一人の人間の知識と関心の構造的な限界性」にもとづくものであった。それゆえ、「自愛心」の概念が含む「本当の問題」は「人間が利己的動機に導かれるべきか否か」ではなく、「人々の行為を事実において決定するこのような限定された関心」を「社会の共同目的にできるだけ多く自発的に貢献するように彼らをしむける効果的な誘因」たらしめるか否かにあった。そして、ハイエクによれば、こうした自愛心を社会の共同目的に導く「有効な道」が「市場」にあることを発見し、こうした利己心とみ

えざるの手の市場の機能が有効に働くことを可能にするためにこそ、人間諸個人の「知識と技術を存分に利用する自由」が保証されなければならぬということをはじめて明らかにしたものこそ、かの経済学者たちであったのである。

ハイエクのきわめて抽象的な自由概念の働く場がこうして明らかになる。彼の「消極的」そして「個人的」自由は市場活動における諸個人の自由を中心とするものであり、それゆえ、自由の保護を目的とする法の一般的規則が「交換的正義のルール」に収斂していく所以がここに示されたと言えよう。

それはともかく、ハイエクはこうして、自由のイギリス的伝統に立って、自由を消極的で私的なものと定義し、この自由が他のあらゆる人間的社會的価値に対して優先されるべき価値であるとし、その理由を人間の社會的無知に求めた。そして、人間個々人のこうした無知のゆえにこそ、個人的自由が文明（知識だけでなく制度と傳統的慣習を含む）の進歩の源泉となり、また同時にその結果ともなると主張するのである。

それでは、個人の自由な行動がその原因となり、かつ結果となる文明の諸制度とはどのようなものであろうか。次に、ハイエクによってこの点を見ることにしよう。

5. 法の支配と制限された政府

ハイエクは、人間の無知を強調する特異な理性論に依拠して、「消極的自由」がイギリス的な「制度と傳統」によって保障されるとき、近代の「自由な社会」の成功は確実なものとなったと確信する。その際、ハイエクは「法の支配」とりわけ財産権の不可侵、不法行為の禁止、契約の履行義務を中心とする「交換的正義」の支配こそがこうした自由の制度的条件であることを明らかにしていく。だが、それは何故だろうか？

ハイエクは、まず、諸個人の間での「強制」を避け、個人的自由を保証するためには「権力をもつ当局」が必要であると述べている。ハイエクによれば、自由のために人は強制を「全面的に避けること」はできない。だが、ハイエクは、自由のこうした矛盾を理由として、ただちに近代社会における政府の無効を主張する無政府主義の立場はとらない。なぜなら、政府による強制は個人的自由の制限には違いないとしても、「法の支配」によって権力を「制限された政府」が「強制のもっとも有害な影響」をなくし、かえって「個人的自

由の発展を保証する」ことができると考えるからである。

それでは、政府の強制を「無害なもの」とする「法の支配」とは何か？ハイエクは、これに関連して二つのこと、すなわち「法の予測性・確実性」と「法的一般性・平等性」について語っている。まず第一に、「法の支配」は政府によって強制される「行為の一般的規則」を個人が「予測できる義務」とすることによって、各個人が「自分の計画をたてる基礎資料」となり、「各個人を助ける手段」となる。それゆえ、「法の支配」のもとでは、「個人が自ら強制されるであろうとわかっている立場に自身を置くことのない限り、人は決して強制されることはない」のである。(Hayek, 1960, P.21, ①36頁) 第二に、こうした「法の支配」は個人の特殊事情にかかわらない「抽象的」に規定されたルール（義務）を全ての人々に「一般的」に適用することによって、「法の下の平等」を実現することができる。ハイエクは、さらに、近代社会におけるこうした一般的規則の支配とそのもとでの諸個人の自由と平等などり扱いを古い身分社会における「特殊的規則の支配」とそのもとでの「恣意と特権」に対照させている。

身分すなわち各個人が社会である割り当てられた地位を占めているという概念は、規則が十分に一般的でなく、特定の人物や集団を抜き出して、彼等に特別の権利と義務を与えていたという状態にまさしくふさわしい。これら対し、近代社会における法の支配は、一般的で平等な法の支配、また、全ての人たちに対する同一の規則の支配、あるいはラテン語で法に相当する本来の意味の *Leges* の支配である—*Leges* はつまり *Privilēges*（特権）に対立する¹³⁾。

彼は、そうした比較論によって身分社会の特殊的法に対する近代の一般的法の正当性と優位性を示している。しかし、彼のこの比較論はそれだけではなく、「恣意と特権と差別」をもたらす「特殊的規則の支配」という点で、古い身分（部族）社会も現代の福祉国家も同質のものであり、それゆえに、現代の福祉国家政策を支配する「社会正義あるいは分配的正義」のルールは原始的な共同幻想と外生的作為にもとづく不当なものであることを暗に示唆する点もある。

それはともかく、ハイエクは、次いで、一般的規則を生命、財産および契約にかかる私法と刑

法を含む「交換的正義の規則」と同一のものとして限定的に理解し、そのことによって近代社会における行為の一般的規則から「社会法」あるいは「社会的正義の諸規則」を除外する。その際、ハイエクは一般的規則のこうした限定的解釈の根拠として、他人の強制から人が自由であるためには彼らは「私的領域」を持たなければならないと主張している。「強制…を防ぐことができる」のは、その個人本人のためにある私的領域を保障して…他人の干渉に対して本人が保証されるようにすることができる場合だけである。」(Hayek, 1960, P.136, ②12頁)

こうして、ハイエクにおいては、自由が個人の消極的自由に限定されたように、法の目的は諸個人の「私的領域」における「個人的自由」の保護に限定され、法を表現する一般的規則は財産権の不可侵、不法行為の禁止、契約の履行義務を主要な内容とする「交換的正義」に等しいものとされた。ここに、ハイエクにおける個人主義的自由の概念に対応する法あるいは正義の内実が明らかになったといえよう。それゆえまた、ハイエクにおいては「法の支配」を担う「政府の活動領域」は「(交換的-)0」正義に適う行動の一様なルールの施行に限らなければならない」（「制限された政府」）。しかし、こうした「法の支配」のもとでは、市場の作用がもたらす物質的な不平等は避けられず、それによって「影響を受けた人々」が「正義の問題としてその補正的措置を要求」するとき、民主主義は腐敗し、政府の自由裁量的活動は無制限となり、自由の体制を脅かすに至る、とハイエクは危惧する。

同一の代表機関が正義に適う行動ルールを制定し、政府を指示する自由主義的民主制度の典型モデルは、必然的に、自由社会の自生的秩序を組織された利益集団のある連合への奉仕に導く全体主義的体系へと漸次変換していく。(Hayek, 1973, P.2, 9頁)

それだけに、ハイエクは政府の無制限な「恣意的権力」の防止の必要を繰返し強調しなければならなかった。つまり、いかなる政府の政策もそれが正当であり得るのは自由と財産権を保護する一般的規則の内部においてだけであり、しかもそうして生じた不平等の構造を変更することはできない、と。こうして、ハイエクにおける「法の支配」の展開は市場内部での個人的自由の行使が生みだす「物質的不平等」のあからさまな正当化へと収

歟していく。

そこで、次に、「法の支配」の下で必然化する不平等をハイエクがどのように正当化するに至るかを見ることにしよう。

6. 自由・不平等・進歩

ハイエクの自由は、「消極的自由」であり、それは行為の一般的規則に禁じられたこと以外の全てをなしうる自由であった。しかし、それは同時に特定の個々人に特定の目的実現の機会と環境を保証するものではない。それゆえ、この個人的自由は、個々人の成功の自由を含むばかりか、失敗の自由、とりわけ「飢える自由」さえ意味することがあった。そして、ハイエクによれば、その必然的帰結が人間諸個人の間における「物質的不平等」である。

自由は（法の下の平等から区別される－0）他の種類の平等（物質的平等－0）とは何の関係もないばかりでなく、多くの点で不平等をつくり出さざるをえないものでさえある。これは、個人的自由の必然的結果であり、またそれを正当化する一つの意味をもっている。
(Hayek, 1960, P.85, ①126頁)

そうだとすれば、ハイエクの消極的自由が諸個人の間に不平等を生みだすのは何故か？ハイエクによれば、それは人間が生れながらにもつ「個人的差異」のゆえである。つまり、人間は生まれながらにして不平等なのである。それゆえ、ハイエクは、「人間生まれながらにして平等である」というルソーの命題は「事実の宣言としては誤っている」とも述べる。だが、ハイエクにとって、人間諸個人が不平等であるということは「悪いこと」ではない。それどころか、不平等は人間にとり「幸いなこと」であり、むしろ、もともと「差異」をもつ不平等な人々を「平等にしようとする」企てこそ災いのもとなのである。

幸いなことに人々は平等ではない。そして、まさに、意志の恣意的決定によって決められることがなく、万人に同じように適用される平等の規則を作ってしまえば、各個人がそれ相当の地位に落ちつくことができるのである。…人々を平等に取り扱うことは自由社会の条件であるのに対して、人々を平等たらしめようすることは、ド・トクヴィルが述

べたように「隸属の新しい形態」を意味する。
(ハイエク, 1986, 19頁)

こうして、ハイエクにおいては、「政府が全ての人をみな等しく扱うこと」を意味する「法の下での平等」は必然的に「物的不平等」をもたらす。しかし、それだけではない。「法の下の平等」は、「自由がもたらす不平等」を「無害なものにする」という働きをももっている。というのも、それは「平等原理を道徳的ならびに社会的行為の規則にまで拡張する」からである。(Hayek, 1960, P.85, ①125頁)

人間諸個人は、本来「差異」をもって生まれ、自由は特定の諸個人に特定の富や機会を保証するもの（積極的自由）ではないとすれば、自由は必ず不平等を生み、法のもとでの人々の平等な扱いは、生れながらの不平等を一般的に承認するものだというここでのハイエクの論理は、それがいかに偏狭で、事実に背く点があるとしても、市場資本主義と抽象的な近代法とが生み出す歴史的逆説の本質的一面を冷厳にかつ鋭く抉りだすものである。そして、興味深いことに、ハイエクの議論はこの一面において弁証法的アプローチによってこの古典的な逆説をのり越えようとしたマルクスの認識と一致するかに見える¹⁴⁾。

さて、これまでのところ、ハイエクにとって不平等が自由と法の支配の必然的帰結であった。だが、ハイエクは、いまや不平等を人間の進歩の源泉として擁護しなければならないと強調する。それは何故か？

ハイエクは、1960年『自由の条件 I』の「第三章 進歩の常識」のなかで、こうした見解をさまざまな角度から展開している。それによれば、「進歩」とは「自然支配」の前進と「将来の生活目標達成」あるいは「個人的成功」を意味する。しかし、諸個人にとっては「運動のための運動」であるこの「個人的成功」こそ「進歩」である。そうであれば、ハイエクにとっての社会の進歩とは、単純なその総計、すなわち「多数のものが個人的成功をおさめる」ことにあるということになる。事実、ハイエクはそのように考え、おそらくは、資本蓄積が急速な「進歩的な状態」こそ人民の多数が最も幸福な社会状態だとしたスミスの見解に従って¹⁵⁾、「大多数のものの個人的成功」が可能となるのは「全体的にかなり急速に進歩する社会」であると述べる。

ハイエクが不平等こそ進歩の源泉だと強調するに至るのは、まさにここにおいてである。「われわ

れが期待するように、急速な経済進歩は、主として、この不平等の結果であり、不平等なしには不可能である。」(同上、P.42、①66頁) そして、ここからハイエクはあからさまな不平等効用論あるいは不平等擁護論を執拗に展開するのである。

奇妙なことには、全ての公平な観察者がほぼ認めるところによると、原始的社會の場合に、全人口が同じ極貧の水準にいる限り、ほとんど光明の余地はなく、また前進の第一条件は一部のものが他のものよりもより進んでいることであるのに、同じことを、より進歩した国に対して積極的に認めようとする人はほとんどいないのである。…しかし、一部のものの上昇に対する障害は、長期的には、いずれもみな、全てのものの上昇に対する障害でもある。そして、それは大衆の一時的な情熱を満たすかもしれないが、彼らの眞の利益にとっては等しく有害である。(同上、75頁)

少数者によって享受され、大衆に夢想すらされない贅沢、または浪費とさえ今日思われ也可能かもしれないものは、最終的には多数の人々が利用できる生活様式の実験のための支払である。実験された後に発展すると思われるものの範囲、すなわち、全ての人々に利用可能になる経験の蓄積は、現在の利益の不平等な分配によって大幅に拡大する。…今日の貧しいものでさえ、自分達の相対的な物質的幸福を過去の不平等の結果に負うているである。(同上、68頁)

ハイエクのこうしたあからさまな不平等擁護論がさまざま反論をよびおこすに至るのは当然のことであろう。ピク・ジョージ=ポール・ワイルディングによれば、ハイエクのこのような極端な不平等擁護論は体制的危機をよび起こしかねないとするI・クリストールのような保守主義者たちからの強い危惧を生みだした。さらに、市場秩序が生みだす敵意の緩和のために、不平等の矯正の必要を強調するギルモアのような「消極的集產主義者」は、「ハイエク教授流の経済自由主義は、その硬直性あるいは共同体感を育みえないという理由から、政治的自由の防御とはならず、逆にそれを脅かす」と反論した¹⁶⁾。また、MITの経済学者レスター・C・サローは、不平等が経済成長により不可欠であるとするハイエクを代表とするニュー・ライトの命題に根拠のないことを論証しようと努めている¹⁷⁾。

とはいえる、ハイエクの不平等擁護論の極端さに目を奪われることなく、その逆説的論理を歴史に照らして冷静に吟味することも必要だろう。そうすれば、誇張に見えるハイエクの不平等効用論のなかに冷厳な歴史的一面をリアルに読みとることもできよう。(それどころか、ハイエクが映し出す資本主義の歴史的逆説を現代世界の諸困難につき合わせてみれば、ハイエクの不平等擁護論の意図をはるかに越える現代世界の新たな課題も浮かび上がってくるのではないか。)

その際、留意しておくべきは、不平等と経済進歩についてのハイエクの強烈な逆説が実はスミスやマルクスの学説の中にすでに見いだされるということであり、それはハイエクの突然の創意によるものではない、ということである。かれは、スミスが『諸国民の富』の冒頭でいわゆる「文明社会の逆説」¹⁸⁾として、またマルクスが『経済批判要綱』以降いわゆる「資本の文明化作用」¹⁹⁾として論じた近代の市場資本主義の運動がもつ逆説的な一面をいかにもハイエクらしく表現したのである。もっとも、ハイエクは「文明社会の逆説」に「大多数の人民の幸福」を見るスミスに魅力を感じ、スミスのこの世界を支える不平等をどこまでも弁護する点で、「文明化作用」を生み出す資本の運動の中に「隸属の鎖」を見い出し、それを断ち切ろうとするマルクスとは決定的に異なるのだが。

8. 社会的あるいは分配的正義

自由とそれを保護する「法の支配」は、ハイエクによれば、必ずしもいいことばかりを諸個人にもたらすものではない。それは、成功の自由だけでなく、失敗し、飢える自由すら含むものであった。そして、後者の側面は「市場の非人格的決定」がもたらす様々な否定的結果として現れる。ハイエクは、市場過程がもつ否定的側面についてもあからさまに語っている。市場ゲームの結果は、ふつう「勝者と敗者」であり、それには「功績がありながら、不運にみまわれる可能性」が伴い、また不可避免的に人々の間に「不平等」をもたらし、「法外の失望」を呼び起こす。

自生的秩序では、法外にも、失望は避けられない。誰も正義にもとる行為をしたのではないにしても、不平や正義にもとる取り扱いを受けたという感覚を引き起こしがちである。影響を受けた人々は、普通、完全な善意で、そしてまた正義の問題として、補正措置

に対する要求を主張する。(Hayek, 1973, P. 127-7, ①177 頁)

シャンドは、ハイエクが多くの保守主義者がする市場の道徳的正当化を拒否して、その否定性を承認するのは、彼がそうした道徳的擁護論では市場秩序を永続的に維持できないといわば消極的に判断したからだと述べている²⁰⁾。だが、ハイエクが市場の否定性を承認し、その道徳的正当化を退けた背景には、さらに市場機能への彼の絶大なる信頼という積極的側面もある。つまり、市場の否定性を補って余りあるその大きな利益への確信である。

そこには危険を意図的に冒すことや、個人や集団が成功して他の人たちと同じような功績がありながら不運に見回れる可能性、多数にとってさえ重大な失敗または退歩の可能性などが含まれる。しかし、差し引きすれば、純利益だけは高い確率で期待される。(Hayek, 1960, P.29-30, ①48 頁)

そして、こうした確信こそが市場の結果に「しばしば反逆」する「人間的正義感」に対し、ハイエクが決して同調しない根拠でもある。それだけではない、彼はさらに市場の作用がもたらす否定的結果を「(交換的正義の) 法の支配の内部」で「富と技術的知識の不断の成長」を基礎として十分に「改良」できるとも考えている。

自由社会が最も効率的に作用することのできるようにする恒久的な法律上の枠組みの中でも、実験と改良の余地は充分にある。…自由体制によって富と技術的知識の不断の成長が可能になり、そのために政府は市民にサービスを供給する新しい方法を思いつくことになり、実行可能な範囲内にそれらを引き入れるのである。(Hayek, 1960, P.232, ②139 頁)

すでに見たように、ハイエクの極端な不平等擁護論は、集産主義者のみならず、保守主義者からさえそれが自由な社会秩序の正当性を傷つけるものとする反撃にさらされた。しかし、上に見たように、ハイエクが多くの保守主義者にくみしない背景には市場機構への彼の絶大な信頼があった。そして、自由な社会秩序の保持という問題に関する限り、ハイエクにとって、むしろ危険であるのは、市場が決定する不平等な所得分配を集権的で

平等主義的な所得分配にとって替えようとする「改革家たち」の「社会的正義あるいは分配的正義」の企てであった。ハイエクによれば、最近数世代の間に出現したこの「新しい政策目的」は、「法の支配という制限の内では達成できない」、むしろ「法の支配を弱め、かつ傷つける」ものであった。

ハイエクによれば、その際、「社会的正義あるいは分配的正義」が誤っているのは、二つの点においてである。その第一は、「社会的正義」という言葉は明晰さを欠き、かつ市場秩序を支配する「交換的正義」とは異質で敵対的な概念であるという意味で市場秩序の内部においては無意味だということである。第二の誤りは、「社会的正義」の名によって企てられる集権的に決定される所得分配は、自由とその秩序を破壊するというものである。

ハイエクによる第一の批判は、用語上の明晰さの欠如を指摘する点で、それなりの意味をもつかもしれない。だが、そのことによって平等主義的所得分配の問題が無意味となったり、なくなったりするわけではない。むしろ、ここでは概念的異質性・対立性を現実の排他的二者択一の問題と理解するハイエクの二分法自体の方法的問題が逆に問われるかもしれない。だが、ハイエクによる「社会的正義」への攻撃においてより重要であるのは第二の批判であろう。

トムリンソンも指摘しているように (Tomlinson, P.41), ハイエクが「社会的正義あるいは分配的正義」への第二の批判で提起している一つの問題は、「われわれはより大きな平等を擁護できるか」どうかである。すでに見たとおり、ハイエクは不平等を人間の生れながらにもつ「個人的差異性」と同一視している。しかし、この同一性が真実か否かはなお未解決の論争問題であって、マルクスやケインズのように、これとは異なった見解のあることにも十分留意しておく必要がある²¹⁾。

だが、このことより一層重要なのは、「社会的正義」の実施、すなわち政府によって決定される「集権的所得分配は自由とその秩序を破壊するか否か」という問題であろう。ハイエクは、ここでも「交換的正義」の支配する市場秩序かそれとも「社会的正義」の支配する全体主義的秩序かの二者択一の二分法によって問題にアプローチしている。「法の支配は、交換的正義に反対する分配的正義を追求することを排除する。」だが、それは何故か。ハイエクによれば、「法の支配」の内部にお

いて「社会的正義」が妥当しないのは、一つには、政府の権力（活動領域）が法の一般規則あるいは「交換的正義の規則」の内部に制限されていること、および「法の支配」のもとで政府の「公正」の活動は必ず結果の不平等を招くという彼自身が立てた二つの仮説的理由によるものだとしている。

これに加えて、もう一つの理由がある。それは、「法の支配」のもとでの正義は市場で一般的な規則を守る行為にかかわるものであって、市場行動の「意図せざる結果」にかかわるものではないというハイエクの「交換的正義」論である。それによれば市場の決定する所得分配は、それがいかに法外のものであっても、正義にはかかわりはなく、正当でも不当でもない、ということになる。そうだとすれば、市場活動の「結果」である所得分配にたいして正義を求める「社会的正義」の企ての方こそ不當であるということになろう。

ハイエクは、こうして、政府が行う特定の個々人の所得決定への介入がいかに恐るべき結果をもたらすかを強調することになる。すなわち、「社会的正義あるいは分配的正義」の政府による強制は、個人的自由を侵害し、経済秩序の効率的な働きを解体するだけではなく、自由な社会秩序の全体を変質させ、それを全体主義へと導く。「改革家たちの努力の最後の結末は、必然的に既存秩序の修正でなく、その完全な放棄となり、完全に異種の一命令経済にとって代えられることになる。」(Hayek, 1960, P.232, ②140 頁)

ハイエクは、さらに、そこまでいたらないとしても、不平等を減らし、貧困をなくすための「意図的な再分配」は、一時的に「豊かなものから取りあげたものを貧しいものに与え…その地位を改善する」としても、「まもなく全体の運動を遅らせ…長期的には遅れたものをそのままの状態にとどめおくことになろう」述べる。ハイエクは、そのことを戦後の「イギリスとスカンジナヴィア諸国の先進福祉国家」の悪例によって証明しようと試みている。もっとも、こうしたハイエクによる戦後福祉国家批判の試みが、スカンジナヴィア諸国での事実の正反対だとするガルブレイスの反撃にさらされることになったということは前稿で見たとおりである²²⁾。

平等主義的な所得分配こそが自由とその秩序に恐るべき脅威を与えるとするハイエクの見解に対しては、さらにいくつかの経験的事実にもとづく反論がある。トムリンソンは、所得分配への政府介入が「公正」を欠き、個人的領域の自由を侵害

するとのハイエクの批判に対し、政府は「特定の個人の地位を決定する」ことなしに、所得分配の不公平を矯正するような方法で所得分配に介入でくると反論している。また、彼は、ハイエクが非和解的な二分法によって排他的対立関係において市場秩序と社会的正義の平等主義は戦後世界において共存可能であったし、また、少なくとも、戦後の社会正義の実施によって西欧諸国で自由と市場秩序が崩壊したというハイエクの主張を証明するに十分な証拠はこれまでのところ存在しないと反論している。(Tomlinson, P.41-2)

平等主義的所得分配政策が自由と市場秩序を破壊するかどうかという問題の検証は、結局経験的な分析によらざるをえない。そして、ハイエクの主張の大きな難点がここにある。歴史的および経済的な検証抜きに断言している限り、ハイエクの議論は「分析ではなく弁護」にすぎない、とするイギリス・ニュー・レフトのB・ボットモアのハイエク批判はこの点でまさに正鵠を射るものである²³⁾。

むすび

本稿のテーマは、ハイエク政策論の思想的前提をなす自由論と正義論であった。私は、ハイエクが消極的な個人的自由を「最上の価値」として選択し、しかもそれによって彼が「社会的あるいは分配的正義」を攻撃するに至る軌跡を追究する形でそれを吟味してきた。その際、私は、ハイエク自由論の展開軌跡を三つの問題次元から見てきた。すなわち、1)「理性の構造的限界」という見地から西欧近代の政治思想の二分化とイギリス的伝統の選択、人間の無知を根拠とする個人的自由の歴史的・社会的進歩性、および人間個人の無知の適用としての法政制度の意義。2)「人は生まれながらに不平等だ」との見地からの不平等の正当化、それが社会進歩と自由の正当化に対して果たす積極的役割。3)こうして明らかにされた「自由の体制」の侵害者としての「社会的あるいは分配的正義」がそれである。

こうしたハイエクの自由論の検討を通じて、まず明らかとなったことは、彼が、真実の正しい世界と偽の誤った世界の区別立てにいかに非妥協的に携わったかということである。彼は、政治的自由などの諸自由に対しただ一つの真実の（消極的な個人的）自由を、また社会制度の形成の主体的要素としての「理性」に対して人間の「無知」を、さらにルソー的「平等主義」に対し生れながらの「不平等」を、最後に「社会的あるいは分配的正義」がそれである。

的正義」に対し「交換的正義」を対立させたのである。

ハイエクのこうしたやり方は、「世界がよき世界と悪しき世界に分割されていると考えたいハイエクの願望を象徴する」(Tomlinson) ものであるとしても、問題はこうした排他的二分法の妥当性如何にあることは言うまでもない。例えば、ハイエクは理性と無知を対立させる見地から、西欧近代の政治思想を極端に対立する二つの系譜に整理し、デカルト学派的理性万能主義の誤りとその行動の破滅的帰結を批判していた。その際、ハイエクのこうした主張がたとえ正当だとしても、そのことから直ちに、その極端に戯画化されたフランス的自由の伝統の決定的な発展が今日の再分配国家だとするハイエクの主張がどの程度現実的かはポランニーが語っていたようにはなはだ疑問である。ハイエクは、そうした疑問にお構いなしに、理性万能主義批判の見地から、市場過程の否定的結果に対して「社会的あるいは分配的正義」を要求する「改革家たち」の企てが個人的自由とその「体制」を破壊すると徹底的に攻撃したのである。

他方で、ハイエクはイギリスの経験主義的進化論の立場から社会制度が伝統的な規則や習慣に大いに依存していると主張していた。しかし、ハイエクが理性に依存することのないこうした伝統と制度を人間の幸福に「慈悲深い」がゆえに「尊敬」されねばならないと無条件に擁護するのは正当であろうか。これまたトムリンソンが指摘しているように、社会福祉や性差別あるいは環境問題や南北問題などは少なくともそうでないことを示している。

ところで、ハイエクの排他的二分法の背景には、人間個人の構造的無知といった彼独自の理性論があった。彼はこの見地から、独裁的全体主義の不毛性と個人的自由の生産性を強調し、その証明を諸個人の自由な競争に基づく「市場秩序」に見た。その際、ハイエクが独裁者の知性の限界と多数の諸個人の社会的に蓄積された知識の生産性を強調したのはおそらく正当であっただろう。だが、こうした社会的知識はハイエクが主張するよ

うに専ら個人的競争にのみ由来するものと一方的に断言できるであるうか？この点で、ネオ・ブルードン主義者のピオーリたちが技術史の見地から「競争と協同」の重要性を強調しているのは大いに示唆的である²⁴⁾。

ハイエクの政策思想におけるもう一つの根本問題は、彼の「進歩」観にかかわる。ハイエクは、人間による自然の支配の前進と個人の「将来生活の達成」、とりわけ後者における「運動のための運動」にこそ人間の進歩の本質があると見た。そして、彼は社会の進歩を個人の進歩の単純な総計として理解し、大多数の人民が幸福になるとされたスミスの「進歩的状態」をおそらくは想定して、社会の「進歩」を急速な経済進歩と同一視した。そして、スミスの自然に欺かれて、富と身分の階梯をあらゆる労苦を払って駆け上がる「貧乏人の息子」の場合と同様、不平等がこの社会進歩に決定的な役割を果たすことを強調していたのである。こうして、ハイエクにおける自由と不平等、それらを保護するあらゆる文明の制度と伝統、その進歩と効率、要するにハイエクの「自由の体制」そのものを正当化する根本原理こそ、ハイエクにおける「進歩」の概念に他ならないことが明らかとなった。そうだとすれば、大多数の人民が幸福でありうるのは資本蓄積すなわち経済成長が急速な社会の状態においてだけだというスミスの「富裕の進歩」の仮説こそ、ハイエクの排他的二分法が依存する最後の根拠であったとも言えよう。

結局のところ、ハイエクにおける自由とは、社会的知識を利用して物質的不平等の階梯をかけあがる個人的自由であり、その正義とは、それを犯さない限りこうした諸個人のあらゆる自由な行動を許す「交換的正義」にほかならず、そこには不平等の補正を正当化する「社会的正義」をいれる余地は全くない。しかし、それでも急速な経済成長さえ可能であれば、貧しい大衆でさえ文明の恩恵を十分に享受できるというのが、ハイエク自由論の結論であった。ハイエクの「自由の体制」は、ひとえに急成長経済にかかっている。

(注)

- 1) 拙稿「ハイエクにおける福祉国家批判と市場秩序の防衛」『福岡教育大学紀要』第44号、1995年、第2分冊。
- 2) F. A. Hayek, *The Constitution of Liberty*. 1960. P.19 / 気賀・古賀訳『自由の条件 I』春秋社、33頁。以下、本文に著者名、出版年、原著と邦訳の頁数を略記する。なお、引用文中の（ ）の中のOは越智の略記号である。
- 3) Jim Tomlinson, *Hayek and Market*. Pluto Press, 1990. P.21. 1960年の『自由の条件 I』第一章の自由論における自由と諸自由との区別の問題は、トムリンソンによれば、ハイエクのB・ウートン (Wootton, B., *Freedom Under Planning*. 1945, London, Allen & Unwin)への反論を意図するものであったといわれている。ことの発端は『隸従への道』でハイエクが自由と個別的諸自由を区別し、前者へ自由概念を限定し、それを擁護したのに対し、B・ウートンが「自由と自由権はつねに諸自由と諸自由権の複合」であり、また、「1945年のイギリス労働党の計画化による自由の侵害は少なかった」と反論したことにはじまる。その際、ウートンのハイエク批判の論点は三つであった。すなわち、①自由と自由権はつねに諸自由と諸自由権の複合からなっていると考えるのが最善であり、また、ハイエクが主張するように、多様な個別的自由が互いに強めあったり、侵害しあったりすると想定するべき十分な理由はない。②それらの多様な個別的諸自由と社会組織の多様な状態との両立可能性は経験的事項であり、第一義的に原理から決定されるべきものではない。③1945年のイギリス労働党の計画化による自由の侵害は少なかった。ウートンの第二番目のハイエク批判は、ハイエク体系を貫く排他的二分法の本質的難点を示すものとして今後の議論の展開において極めて重要な示唆となろう。つまり、概念や原理の異質性から直ちに人間事象における現実の排他性を導き、世界をあたかも真実の善玉と幻想的な悪玉の闘技場のごとく描写するハイエクの二分法的論理の問題がそれである。
- 4) ヘーゲル、松村訳『小論理学（上）』岩波書店、1951年、〈8〉、74頁。
- 5) ヘーゲル、藤野他訳『法の哲学』、岩崎編『ヘーゲル』中央公論社、1978年、所収。
- 6) K. - H. Ilting, 'Hegel's concept of the state and Marx's early critique', in *The State & Civil Society*, Z. A. Pelczinski (ed.), Cambridge, 1984, pp.99.
- 7) Ramesh Mishra, *The Welfare State in Crisis*. 1984. p.22 を参照。人間の無知を強調する理性論に依拠して個人的自由と近代の諸制度の発展を解明しようとするハイエクの問題関心は、73年の著作のなかで一層精緻化されて展開されている。そして、ここでハイエクが法実証主義、功利主義、社会主義の他、ケインズをも標的として「理性の思い上がり」をあらためて攻撃していることは、現代の福祉国家問題を考える上で非常に重要である。というのも、そうしたハイエクの「設計主義」批判が70年代以降の新保守主義による福祉国家攻撃に非常に有力な論拠を提供することになったからである。
- 8) F. A. Hayek, *Law Legislation and Liberty*, I. 1976. P.13 / 矢島・水吉訳『法・立法・自由 I』22頁。以下、本文に著者名、出版年、原著と邦訳の頁数を略記する。
- 9) 越智・小野・閔編著『社会経済思想の展開』ミネルヴァ書房、1990年、第四章IIの4、94-5頁。およびデュルケーム、小関・川喜多訳『モンテスキューとルソー』法政大学出版局、1986年、第3・4章。
- 10) J. L. Talmon, *The Origin of Totalitarian Democracy*. 1952 / 市川泰次郎訳『フランス革命と左翼全体主義の起源』拓殖大海外事情研究所。
- 11) Karl Polanyi, *The Great Transformation – The Political and Economic Origins of Our Time*. 1957. 吉沢英成他訳『大転換－市場社会の形成と崩壊－』東洋経済新報社、1975、第12章、191。ここでの自由と法をめぐるハイエク特有の排他的二分法の展開は、彼の社会哲学体系構築の核心をなす原理であるが、しかし、こうしたハイエクの論法にはポランニーの『大転換』に示された有名でかつ有力なアンティ・テーゼがあることにも留意しておくべきであろう。そこで、ポランニーは19世紀的経済自由主義の「自己調整的市場経済」といった偏見に抗して、「自由放任経済が意識的な政府活動の所産だったのに対して、それにつづく自由放任の規制は自然発生的に始まった」と強調し

- ていたのである。
- 12) ハイエク, 田中秀夫編訳『市場・知識・自由』ミネルヴァ書房, 1986年, 12頁。
 - 13) F. A. Hayek, *The Constitution of Liberty*. 1960. P.154 / 気賀・古賀訳『自由の条件Ⅱ』春秋社, 第10章, 32頁。以下, 本文に著者名, 出版年, 原著と邦訳の頁数を略記する。
 - 14) マルクス『ゴータ綱領批判』/『世界思想教養全集11—マルクスの政治思想—』河出書房新社, 1962年, 129-131頁参照。例えば, 法の下の平等は不可避的に不平等をもたらす, とするハイエクの上の主張をマルクスの「ゴータ綱領批判」の一文と対比すれば明確であろう。マルクスは, そこで, 共産主義の第一段階では, 経済的にも精神的にもブルジョア社会の名残りによって「生産者の権利は, 暗黙のうちに各人の不平等な才能, したがって不平等な労働能力を生れながらの特権として是認している」がゆえに, ここでも諸個人間の経済的不平等が再現されるだろうと述べている。要するに, ハイエクの議論はマルクスのブルジョア的平等論と本質的な点で同一である。ただ, 両者はその評価において異なり, 逆の立場にたっている。すなわち, ハイエクが法の下での形式的な平等とその結果としての経済的不平等に満足するのに対して, マルクスは, このブルジョア的平等を偏狭で空虚なものとして拒否するだけである。そして, ここに社会主義者マルクスと保守主義者ハイエクをわかつ分水嶺がある。
 - 15) *An Inquiry into the Nature and Causes of Wealth of Nations*. by Adam Smith. Ed. by Edwin Cannan. Vol.1, 1950. p.83. アダム・スマス, 大内・松川訳『諸国民の富I』岩波書店, 第1篇第8章「進歩的状態は労働貧民にとって最善のものである」, 182頁。
 - 16) ビク・ジョージ & ポール・ワイルディング, 美馬・白沢訳『イデオロギーと社会福祉』勁草書房, 1989年, 第3章, 79頁。I. Gilmour, *Bitain Can Work*, pp.224-59.
 - 17) レスター・C・サロー『不平等を生み出すもの』同文館, 1984, 第二章を参照。サローによれば, 「保守派」は「公益」をしばしば「より大きなGNP」と捉えている。それというのも, 「仕事の誘因と成長を促進するために…現在の経済的報酬の不平等が必要である」という理由で, この不平等を正当化するからである。だが, サローは「成長という公益を, 現在の所得分配の不平等の正当化のために利用することはできない」と批判する。というのも, 第一に, 欧米社会が「ギリシャ的考え方(人は生れつき不平等だ)」ではなく、「ルソー的考え方(人間は生れつき平等だ)」にもとづいているかぎり, この社会は経済成長が最下層の大衆にも利益を与えるといった論理によっては所得分配の不平等を正当化できないからである。また第二に「平等化を正当化するには, 不平等が経済成長に不可欠であることを示さねばならない」が, それは不可能であった。1950年代のアメリカで, 経済成長と不平等(経済的誘因)との相関関係についての広範な研究が行われたが, 不平等が経済成長に不可欠であり, 社会福祉は成長と対立するという保守派の命題は論証されなかった。
 - 18)拙稿「スマスの自然法学と商業社会の逆説」『福岡教育大学紀要』第37号, 1988年, 参照。
 - 19)高木暢哉編『経済学史の問題と方法』ミネルヴァ書房, 1978年, 第四編第一章の拙稿「経済批判要綱における剩余価値論の展開と歴史認識」を参照。
 - 20)A・H・シャンド, 中村・池上訳『自由市場の道徳性』勁草書房, 1994年, 第6章, 209頁と211頁。
 - 21)マルクス『ゴータ綱領批判』(前掲書所収)およびケインズ『わが孫たちの経済的可能性』(『ケインズ全集9』東洋経済新報社, 1981年, 所収)。マルクスは生産力の不十分な共産主義第一段階においては, 不平等は避けられないが, 生産力が飛躍するその第二段階では人は能力にもとづいて働き, 欲求にもとづいて与えられるとしている。また, ケインズは, 経済進歩の不十分な現在では, 「経済成長のための不平等が必要」と考えたが, 今後100年の経済進歩によって「生存のための闘争」といった経済問題は解決するであろうと考えた。
 - 22)前掲1995年拙稿およびカルブレイス, 鈴木訳『豊かな社会』岩波書店, 1960年, 77頁, 参照。
 - 23)トム・B・ボットモア, 小澤訳『近代資本主義の論理』亜紀書房, 1989年, 100頁。
 - 24)Michael J. Piore and Charles F. Sabel, *The Second Industrial Divide*. (Basic Books, 1984) pp. 29~30.